7－1	七	十二	二十	二十	三十
7－2	十二	二十	三十五	四十	六十五
7－3	六十	七十五		百五十	二百二十五
7－4	自己資本控除				

第二百三十九条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「を満たす無格付の証券化エクスポージャー」の下に「（第二百三十七条第二項において準用する第二百三十二条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第二百四十条第一項第二号イ中「0.0056×Ｔ」の下に「（当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、0.016×Ｔ）」を加える。

第二百四十四条第二項中「証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャー」に改め、「当該」の下に「再証券化エクスポージャーの」を加える。

第二百四十五条第三項中「証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャー」に改める。

第二百四十九条中第二項を削り、同条第三項中「次に掲げるオフ・バランス資産項目」を「適格流動性補完」に改め、「額に次に掲げる掛目を乗じた」及び同項各号を削り、同項を同条第二項とする。

第二百五十一条中「第二百三十三条第一項第五号」を「第二百三十三条第一項第三号」に改める。

第二百五十四条を次のように改める。

（マーケット・リスク相当額の算出）

第二百五十四条　マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク（第二百八十五条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。）に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2　商工組合中央金庫は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百六十二条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3　商工組合中央金庫は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を商工組合中央金庫のマーケット・リスク相当額とすることができる。

第二百五十六条第二項第三号中「内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法」を「マーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法」に改める。

第二百五十七条第二項第二号中「第二百五十九条」を「第二百六十条」に、「第二百六十条第一項第一号ヘ」を「次条第四項第六号」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　バリュー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュー・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

第二百五十七条第三項第三号に次のただし書を加える。

ただし、より保守的なバリュー・アット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

第二百五十七条第三項第四号中「三月」を「一月」に改め、同項中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

第二百五十七条第三項第八号の次に次の一号を加える。

九　ストレス・バリュー・アット・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを商工組合中央金庫が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アット・リスクをいう。以下同じ。）を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

第二百五十八条から第二百六十条までを次のように改める。

（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百五十八条　商工組合中央金庫は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2　商工組合中央金庫は、債券等（第二百六十四条に規定する債券等をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、商工組合中央金庫は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3　経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百五十五条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために商工組合中央金庫が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であって、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを商工組合中央金庫が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

4　個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一　ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

二　リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三　市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四　同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベーシス・リスク」という。）を把握していること。

五　イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六　バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七　流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。